

現行の契約制度の検証から整理した再発防止対策案とその検証結果(案)

再発防止の観点		検討する再発防止対策	目的	具体的な内容と効果	検証結果(案)
1 入札方法の見直し	より公正な入札の実施	条件付一般競争入札の適用範囲の拡大	不正行為防止 競争性の向上	条件付一般競争入札の対象について、設計金額7億円以上の工事から5千万円以上へ範囲を拡大する。 競争性の向上を図るとともに、市外業者を加えることで談合防止や不調の減少が期待できる。	事務負担が大きく増えないのであれば、より多くの工事で条件付一般競争入札が実施できるよう検討する必要があります。 <u>市内中小事業者への受注機会の確保を図る中でも、効果的に官製談合再発防止が図れるよう、入札に参加できる条件について、他市等を参考に検討すると良いと考えます。</u>
	最低制限価格等を不正に入手しようとする働きかけへの対策	暫定的な予定価格の事前公表	不正行為防止	入札前に予定価格を事前公表する。 事前に探ろうとする働きかけ等が排除できる。	<u>予定価格の事前公表については、デメリットが大きいですが、総合評価方式と併せて行うことなどで、品質の確保を図るのであれば、不正や入札不調を防ぐことが期待できるので、限定かつ暫定的な事前公表の実施であれば検討しても良いでしょう。ただし、実施するうえでは、その結果を逐次検証し、影響が生じた場合は取りやめる必要があります。</u>
		変動型最低制限価格の試行的導入	不正行為防止 市場価格を反映した入札の実施	入札者の入札価格から最低制限価格を決定する。 最低制限価格が類推できなくなり、事前に探ろうとする働きかけ等が排除できる。	変動型最低制限価格制度については、積算能力の高い業者が、適切な積算をしない不適格な入札者の入札価格に左右されて落札できなくなる恐れがあるため、他の対策を検討することが良いと考えます。
		総合評価方式(市町村簡易型)の本格導入	不正行為防止 工事の品質確保	価格競争に技術力等の評価を加えた入札方式を導入する。 工事の品質を確保するとともに、価格のみで決定する入札方法ではないことから、談合防止や最低制限価格等を事前に探ろうとする働きかけ等が排除できる。	総合評価方式については、技術力等を評価し落札者を決定することから、談合等の不正防止につながるため評価できます。実施にあたっては、職員の裁量が入らないよう、評価基準や評価結果を公表し、透明性を確保する必要があると考えます。
2 不正業者に対する厳罰化	指名停止基準の厳罰化	違反金の設定・厳罰化	不正行為防止	入札妨害を適用項目に加えると伴に指名停止期間を他自治体等を参考に最大36月に見直す。また、市発注工事で指名停止中の業者の下請けを禁止する。 厳罰化により不正行為の防止と不適切な業者の排除を図る。	他自治体を参考に、官製談合等の不正行為を行った者に対しては、指名停止措置の適用事項や期間の見直しなどの厳罰化を図る必要があります。
				契約条項に違約金条項を設け、入札妨害による違約金を契約金額の20%とする。 厳罰化により不正行為の防止と不適切な業者の排除を図る。	他自治体を参考に、官製談合等の不正行為に対する違約金を計約金額の20%とする条項を設けるなどの厳罰化を図る必要があります。
3 入札及び契約の透明性の向上と適正化	入札等監視委員会(仮称)の設置	不正行為防止 透明性の向上	中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査等を行うことができる学識経験者等で構成する第三者機関へ、入札及び契約の経緯等について定期的に報告し、審査及び意見の具申等を受ける。また、第三者機関で再発防止対策の効果等を検証する。 入札及び契約の透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保を図る。	入札や契約制度をチェックする専門的な知識を有する第三者機関を設置することで、談合等不正行為の防止が期待できます。 第三者機関を活用し、契約制度の恒常的改善に取り組むことが必要と考えます。 委員には不正を見抜く知識や経験が求められますが、市民の参加も不正抑止につながるものと考えます。	
4 不正な働きかけへの対応	「談合情報対応の手引き」に官製談合への対応を拡充	不正行為防止 工事の品質確保	談合等不正行為が疑われる入札への対応手順へ、「働きかけ」等の行為があった場合の報告、苦情処理の手続き、及び関係機関との連携の手順を定める。 働きかけ等による不正行為を未然に防ぐ。	不正を防止するため、予定価格を不正に入手しようとする「働きかけ」への対応手順を定め、公正取引委員会や警察等との積極的な連携を図ることが必要です。	